

收集運搬業許可一覽總括表

◎は積替え・保管を含む

詳細は許可証内容を御確認ください

株式会社豊福組運輸

2023年12月20日現在

No	産業廃棄物収集運搬業			許 可 品 目																			項	
	都道府県 政令市	許可番号	許可年月 日 有効期限	燃え 殻	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃 アルカリ	廃 プラス チック 類	紙 くず	木 くず	繊 維 くず	動 植 残 さ	動 物 系 固 形 不 要 物	ゴ ム くず	金 属 くず	ガラス・ 陶磁器	鋳 さい	が れ き 類	家 畜 の ふ ん 尿	家 畜 の 死 体	ば い じ ん		1 3 号 廃 棄 物
1	愛知県	第02310004147号	R04.03.17 R11.03.16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	◎	○	○			○		1
2	名古屋市	第06410004147号	H30.07.06 H37.07.05	○	○	○	○	○	◎	○	○	○			○	○	◎	○	○			○		3
3	岐阜県	第02100004147号	R03.02.19 R08.02.18	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○		5
4	三重県	第02400004147号	R03.08.26 R08.07.23	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○					6
5	兵庫県	第02804004147号	R05.01.17 R10.01.16		○				○							○	○					○		7
6	茨城県	第00801004147号	R05.03.13 R10.02.02	○	○											○		○				○		8
7	静岡県	第02201004147号	R02.07.13 R07.07.12		○				○	○	○	○				○	○	○	○					9
8	大阪府	第02700004147号	R02.12.24 R07.12.23						○	○	○				○	○	○	○	○					10
9	奈良県	第02900004147号	R04.03.06 R09.03.05		○				○		○				○	○	○	○	○			○		11
10	京都府	第02600004147号	R02.11.20 R07.11.03						○		○					○	○							12
11	神奈川県	第01400004147号	R05.10.06 R10.08.30	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○		13
12	滋賀県	第02501004147号	R01.09.04 R06.09.03	○	○	○	○	○	○		○					○	○					○		14
13	栃木県	第00900004147号	R05.07.12 R10.07.11	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○		15

※は微量PCB汚染廃電気機器等及び低濃度PCB含有廃棄物に限る

[illegible]

産業廃棄物収集運搬業許可証

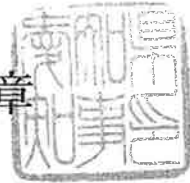
住 所 名古屋市中川区十一番町六丁目10番地

氏 名 株式会社 豊福組運輸
代表取締役 恒川 浩一 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許可の年月日 令和 4 (2022) 年 3月17日
許可の有効年月日 令和 11 (2019) 年 3月16日

複写厳禁

1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、鋳さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を除く。）、

以上 16 品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(2) 積替え、保管を含む。

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、

以上 1 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地

半田市瑞穂町7丁目4番23

(2) 面積

1,089.50m² (保管面積 6.84m²)

(3) 産業廃棄物の種類

ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

(4) 保管上限

6.16m³

(5) 高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 元年 1月11日 新規許可

平成 5年11月 5日 更新許可

平成10年12月18日 更新許可

平成16年 1月11日 更新許可

平成21年 1月11日 更新許可

平成26年 1月11日 更新許可

平成27年 3月17日 更新許可(優良認定)

令和 4年 3月17日 更新許可(優良認定)

令和 4年 3月31日 書換

5 積替え許可の有無

① ・ 無

市名 名古屋市 許可番号 06410004147

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ ②

複写厳禁

許可番号 06410004147

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 名古屋市中川区十一番町6丁目10番地
氏 名 株式会社豊福組運輸
〔法人にあっては名称〕 代表取締役 恒川 浩一 様
及び代表者の氏名



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する
第14条の2第1項

名古屋市長 河村 たかし



許 可 の 年 月 日 平成 30年 7月 6日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 37年 7月 5日



1. 事業の範囲

(1) 積替え・保管を含まず

燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）、汚泥（水銀含有ばいじん等を含む）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を含む）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）

以上15種類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）

(2) 積替え・保管を含む

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）

以上2種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所 在 地 名古屋市中川区龍宮町1番98

種 類 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）

以上2種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

保管能力 面 積 36m²
保管上限 16.877m³
高 さ 1.17m

以下余白

3. 許可の条件

該当なし

（裏面に続く）

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5 年	7 月	6 日	新規許可
平成 10 年	5 月	29 日	更新許可
平成 15 年	6 月	1 日	更新許可
平成 20 年	6 月	30 日	更新許可
平成 25 年	6 月	28 日	更新許可
平成 30 年	6 月	29 日	更新許可 (優良認定)

以下余白

5. 積替え許可の有無 ~~有~~ 無

以下余白

6. 規則第 9 条の 2 第 6 項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ (無)

以下余白

複写厳禁

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市中川区十一番町六丁目10番地

氏 名 株式会社豊福組運輸
代表取締役 恒川 浩一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県西濃県事務所長 國島 英樹



許可の年月日 令和 3年 2月19日

許可の有効年月日 令和 8年 2月18日



1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

上記10品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

廃油、廃酸、廃アルカリ、銲さい、ばいじん

以上 15種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、水銀含有ばいじん等を除く。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成13年	2月19日	産業廃棄物収集運搬業許可（新規）
平成13年	6月26日	産業廃棄物収集運搬業許可（変更）
平成14年	12月24日	産業廃棄物収集運搬業許可（変更）
平成18年	2月19日	産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
平成18年	6月2日	産業廃棄物収集運搬業許可（変更）
平成23年	2月19日	産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
平成28年	2月19日	産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
令和3年	2月19日	産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

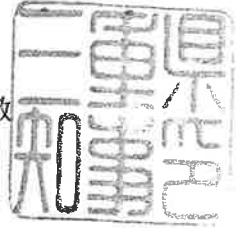
5 積替え許可の有無 有 ・ ☐ 無6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 ☒ 有 ・ 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 名古屋市中川区十一番町六丁目10番地
氏 名 株式会社豊福組運輸
代表取締役 恒川 浩一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬



許可の年月日 令和 3年 8月26日
許可の有効年月日 令和 8年 7月23日



1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、
廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)、
廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く。)、
鋳さい(水銀含有ばいじん等を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。) 以上15種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年 7月24日	新規許可	平成23年 7月24日	更新許可
平成14年12月19日	変更許可	平成28年 7月24日	更新許可
平成18年 7月24日	更新許可	令和 3年 4月23日	変更許可
平成20年 9月30日	変更許可		

5. 積替え許可の有無

無

市名

—

許可番号

—

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有



許可番号 第 02804004147 号

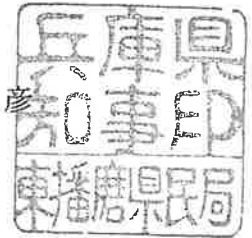
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市中川区十一番町六丁目10番地

氏 名 株式会社豊福組運輸
代表取締役 恒川 浩一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋 藤 元 彦



許 可 の 年 月 日 令 和 5 年 1 月 17 日

許可の有効年月日 令 和 10 年 1 月 16 日

1. 事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

- 1.汚泥(水銀含有ばいじん等及び石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 2.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 3.金属くず
- 4.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 5.ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)

以上 5 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

NO COPY

2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成15年1月17日 新規許可
平成20年1月17日 更新許可
平成25年1月17日 更新許可
平成25年1月17日 変更許可(取扱産業廃棄物の追加)
平成30年1月17日 更新許可
令和5年1月17日 更新許可

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

不正防止処理が施してあります。
この許可証には「すかし」が施してあります。

許可番号 00801004147

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市中川区十一番町六丁目10番地

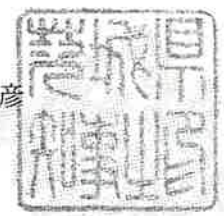
氏 名 株式会社 豊福組運輸

代表取締役 恒川 浩一

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 ~~第14条の2第1項~~ の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日 令和5年3月13日

許可の有効年月日 令和10年2月2日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

積替え保管を除く：燃え殻(*8)、汚泥(*3)(*5)(*8)、金属くず(*1)(*5)、鉋さい(*8)、ばいじん(*8)
以上5種類

（※）記載品目については、(*1)自動車等破砕物を除く、(*3)石綿含有産業廃棄物を除く、
(*5)水銀使用製品産業廃棄物を除く、(*8)水銀含有ばいじん等を含む

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変 更 内 容	許可（届出）年月日	変 更 内 容
平成15年2月3日	新規許可	令和5年3月13日	更新許可
平成17年11月2日	変更許可		以下余白
平成20年2月3日	更新許可		
平成25年2月12日	更新許可		
平成30年4月19日	更新許可		

5. 積替え許可の有無 ~~有~~・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名 許可番号



6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 存・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

不正防止処理が施してあります。

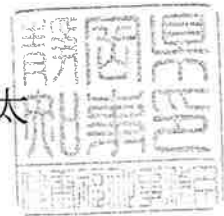


産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市中川区十一番町六丁目10番地
氏 名 株式会社 豊福組運輸
代表取締役 恒川 浩一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 川勝 平太



許可の年月日 令和 2年 7月13日

許可の有効年月日 令和 7年 7月12日



1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、鉋さい
以上 9品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成22年	7月13日	新規許可
平成27年	7月13日	更新許可
令和 2年	7月13日	更新許可
令和 4年	1月27日	変更許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号 第02700004147号

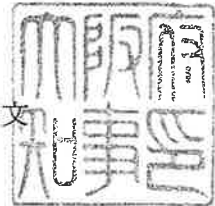
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 名古屋市中川区十一番町六丁目10番地

氏 名 株式会社豊福組運輸
代表取締役 恒川 浩一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和2年12月24日

許可の有効年月日 令和7年12月23日

複写厳禁

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

- 1 廃プラスチック類
- 2 紙くず
- 3 木くず
- 4 ゴムくず
- 5 金属くず
- 6 ガラスくず
- 7 鉱さい
- 8 がれき類

石綿含有産業廃棄物を除く

水銀使用製品産業廃棄物を除く 水銀含有ばいじん等を除く

以上8種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成22年12月24日 当初許可

令和2年11月16日 更新許可

4. 府内の政令市による積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市中川区十一番町六丁目10番地

氏 名 株式会社豊福組運輸
代表取締役 恒川 浩一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 荒井 正 吾

許可の年月日 令和 4 年 3 月 6 日

許可の有効年月日 令和 9 年 3 月 5 日



1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く）、鉍さい（水銀含有ばいじん等を除く）、工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（石綿含有産業廃棄物を除く）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を除く）

※水銀使用製品産業廃棄物を除く 以上9種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新または変更の状況

平成24年	3月	6日	新規許可、
平成29年	3月	6日	更新許可、
平成30年	8月	15日	変更許可(3品目追加(汚、鉍、ば))、
令和 4年	3月	6日	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

許可番号 02600004147

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市中川区十一番町六丁目10番地

氏 名 株式会社豊福組運輸
代表取締役 恒川 浩一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇隆俊



許可の年月日 令和 2 年 11 月 20 日

許可の有効年月日 令和 7 年 11 月 3 日



1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

①廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）

②木くず

③金属くず（自動車等破砕物を除く。）

④ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）

以上4種類（これらのうち特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成22年11月4日：当初許可

平成27年11月4日：更新許可

令和2年11月20日：更新許可

5. 積替え許可の有無 有・☒無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・☒無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市中川区十一番町六丁目10番地

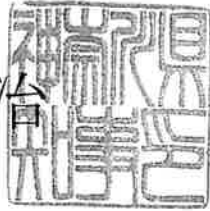
氏 名 株式会社豊福組運輸

法人にあっては名称
及び代表者の氏名

代表取締役 恒川 浩一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



許可の年月日 令和 5 年10月 6 日
(初回許可年月日 平成30年 8 月31日)
許可の有効年月日 令和10年 8 月30日

NO COPY

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

燃え殻、汚泥（※3）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（※2）、紙くず、
木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（※2）、
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※2）、鉱さい（※3）、がれき類、
ばいじん（※3）

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

(注1) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 5 年10月 6 日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。



許可番号 第 02501004147 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市中川区十一番町六丁目10番地

氏 名 株式会社豊福組運輸
代表取締役 恒川浩一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年 月 日 令和 元年 9 月 4 日

許可の有効年月日 令和 6 年 9 月 3 日



複写厳禁

1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業

産業廃棄物の種類

燃え殻／汚泥／廃油（タールビッチ類を除く。）／廃酸／廃アルカリ／廃プラスチック類／木くず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず／ばいじん

（以上 10項目）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「なし」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 元年 9 月 4 日 新規許可
令和 3 年 9 月 1 日 変更許可（2項目の追加）

5. 積替え許可の有無 無
市名 ー

許可番号 ー

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

許可番号 00900004147

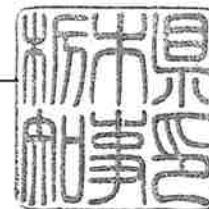
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市中川区十一番町六丁目10番地

氏 名 株式会社豊福組運輸
代表取締役 恒川 浩一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事 福田 富一



許可の年月日 令和5(2023)年7月12日

許可の有効年月日 令和10(2028)年7月11日

NO COPY

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集・運搬（積替えを除く。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

種類	石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	条件等
燃え殻	—	—	—	
汚泥	—	—	—	
廃油	—	—	—	
廃酸	—	—	—	
廃アルカリ	—	—	—	
廃プラスチック類	—	—	—	
紙くず	—	—	—	
木くず	—	—	—	
繊維くず	—	—	—	
ゴムくず	—	—	—	
金属くず	—	—	—	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	—	—	—	
鉱さい	—	—	—	
がれき類	—	—	—	
ばいじん	—	—	—	

2. 積替・保管施設 なし

3. 許可の条件 なし

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可 令和5(2023)年7月12日

5. 積替え許可の有無（県内の政令市における許可）

有 ・ 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 名古屋市中川区十一番町六丁目10番地

氏 名 株式会社 豊福組運輸

代表取締役 恒川 浩一 様

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章

許可の年月日 令和 5 (2023) 年 1月16日

許可の有効年月日 令和 7 (2025) 年 2月13日

NO COPY

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃PCB等、特定有害PCB汚染物、特定有害ダスト類（鉛を含むもの）、特定有害廃油（トリクロロエチレン、ジクロロメタンを含むもの）、特定有害汚泥（トリクロロエチレンを含むもの）、特定有害廃酸（鉛、6価クロムを含むもの）、特定有害廃アルカリ（1，2-ジクロロエタンを含むもの）

以上 12品目

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成17年 2月14日 新規許可

平成22年 2月14日 更新許可

平成27年 2月14日 更新許可

令和 2年 2月14日 更新許可

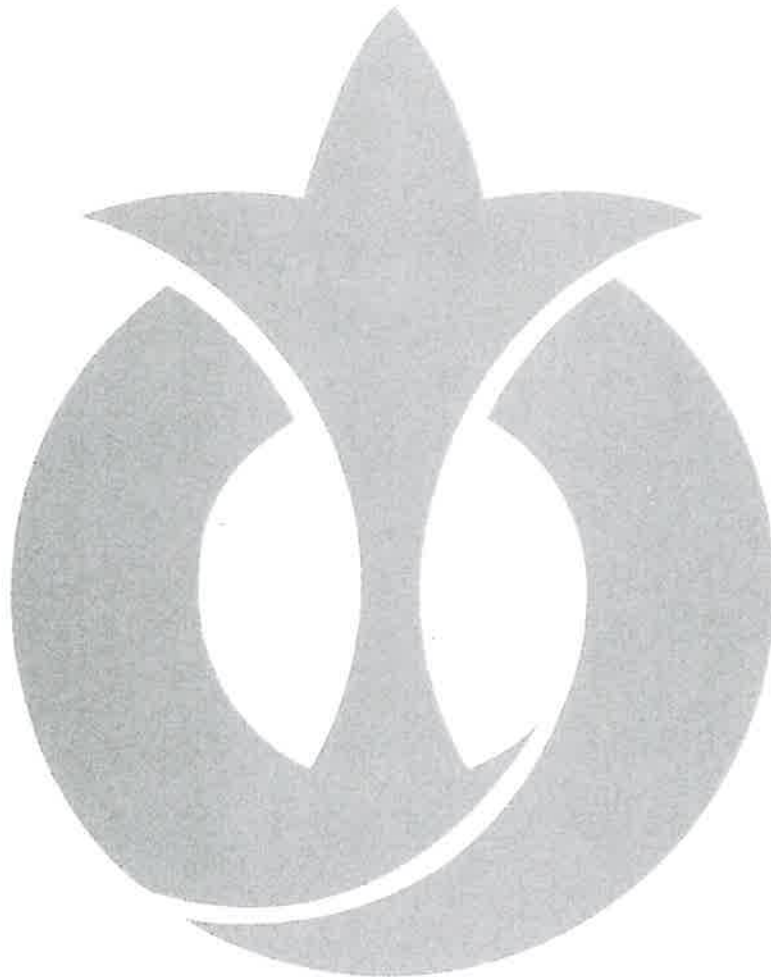
令和 5年 1月16日 変更許可

5 積替え許可の有無

有 ・ ☒ 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ ☒ 無



NO COPY

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市中川区十一番町六丁目10番地

氏 名 株式会社豊福組運輸
代表取締役 恒川 浩一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県西濃県事務所長 西 哲也



許可の年月日 令和 5年12月18日

許可の有効年月日 令和 8年 3月 5日

NO COPY

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃PCB等（微量PCB汚染廃電気機器等及び低濃度PCB含有廃棄物に限る。）、特定有害PCB汚染物（微量PCB汚染廃電気機器等及び低濃度PCB含有廃棄物に限る。）、特定有害廃油（ジクロロメタンを含むもの）、特定有害汚泥（トリクロロエチレンを含むもの）、特定有害廃酸（鉛、ジクロロメタンを含むもの）、特定有害廃アルカリ（ベンゼンを含むもの）

以上 9種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成18年 3月 6日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（新規）
平成22年10月 5日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（変更）
平成23年 3月 6日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
平成28年 3月 6日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
令和 3年 1月20日 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
令和 3年 3月 6日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
令和 5年12月18日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（変更）5 積替え許可の有無 有 ・ ☒ 無6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 ☒ 有 ・ 無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 名古屋市中川区十一番町六丁目10番地
氏 名 株式会社豊福組運輸
代表取締役 恒川 浩一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬



許可の年月日 令和 3年 3月19日
許可の有効年月日 令和 8年 1月12日



1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。)、

ポリ塩化ビフェニル汚染物(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。) 以上2種類

※低濃度ポリ塩化ビフェニルとは、「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」

(平成18年7月26日環境省告示98号)第2項第1号から第3号までに掲げる、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の14の環境大臣が定める産業廃棄物のことをいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年 1月13日 新規許可

平成23年 1月13日 更新許可

平成28年 1月13日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

市名

—

許可番号

—

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有